## 一般財団法人秋田県教育関係職員互助会 個人情報保護規程

**制定** 平成 25 年 3 月 15 日 (平成 25 年 4 月 1 日施行)

改正 平成28年3月11日(平成28年1月1日施行)

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人秋田県教育関係職員互助会(以下「この法人」という。)が定める個人情報保護方針に従い、個人情報の取扱いに関する基本的事項を定め、事業の適性かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、この法人の従業者に対して適用する。

(定義)

第3条 この規程において「個人情報」とは、個人に関する情報(特定の個人を識別できるものをいう。)で、この法人が 管理する文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスク等(以下「文書」という。)に記録されたものをいう。

(収集の制限)

- 第4条 個人情報は、この法人が行う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 2 思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、収集してはならない。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがある場合及び個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができない場合は、この限りではない。
- 3 個人情報を収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
  - (1) 本人の同意を得ている者から取得する場合。
  - (2) 法令等に定めがあるとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
  - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 所在不明、精神上の障がいによる事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から収集することができないとき。
  - (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。
  - (7) 秋田県、その他互助会を構成する団体、国、他の地方公共団体又は他の共済互助会等(以下「県等」という。)から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合、又は第5条第2項各号のいずれかに該当する利用若しくは提供により収集する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(個人情報の利用及び提供の制限)

- 第5条 この法人は、個人情報を取り扱う事務の目的を超えた個人情報の法人内における利用及びこの法人以外の者への 提供(以下「目的外利用・提供」という。)をしてはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、この法人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用・提供をすることができる。
  - (1) 本人の同意があるとき。
  - (2) 法令等に定めがあるとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
  - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し又は提供する場合で本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められたとき。
  - (6) 法人内で利用する場合又は県等に提供する場合で、事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があると認められるとき。
- 3 この法人は、目的外利用・提供をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

(利用目的の変更)

- 第6条 利用目的を変更しようとする場合には、従前の目的と比較して、相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて変更を行ってはならない。
- 2 利用目的を変更した場合には、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

(個人情報の外部提供の制限)

第7条 この法人は、個人情報のこの法人以外の者への提供(以下「外部提供」という。)をする場合は、外部提供を受ける者に対し、個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取り扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

2 この法人は、事務の執行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報について必要な保護措置が講じられている場合を 除き、通信回線による電子計算組織の結合による外部提供をしてはならない。

#### (適正管理)

- 第8条 この法人は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。
- 2 この法人は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 この法人は、保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに消去し又はこれを記録した文書等を破棄しなければならない。ただし、歴史的資料として保有されるものについては、この限りではない。

#### (従業者の責務)

第9条 この法人の従業者は、情報保護法、この規程、その他個人情報に関する法令を遵守し、職務上知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (委託に伴う措置)

- 第10条 この法人は、個人情報を取り扱う事務を委託するときは、契約書又は覚書等に個人情報の保護に関する次の事項を明記し、受託者に遵守させなければならない。
  - (1) 秘密の保持に関する事項
  - (2) 個人情報の第三者への提供の禁止に関する事項
  - (3) 個人情報の委託目的以外への使用禁止に関する事項
  - (4) 事故発生時の報告に関する事項
  - (5) 事務の再委託の禁止に関する事項
  - (6) 個人情報の複写及び複製の禁止に関する事項
  - (7) 個人情報の管理方法等に関する事項
  - (8) 立入り調査の実施に関する事項
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項

## (個人情報の開示を請求できる者)

- 第 11 条 何人も、この法人に対しこの法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、この法人の職員が組織的に用いるものとして、この法人が保有しているもの(官報、秋田県広報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。以下「請求対象文書」という。)に記録されている自己の個人情報の開示の請求をすることができる。
- 2 次に掲げる者(以下「遺族」という。)は、法人に対し、請求対象文書に記録されている死者を本人とする個人情報の 開示の請求をすることができる。
  - (1) 当該死者の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び子
  - (2) 前号に掲げる者がない場合にあっては、当該死者の父母
  - (3) 前二号に掲げる者がない場合にあっては、当該死者の孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 3 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求、前二項の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

## (個人情報の開示請求方法)

- 第12条 前条の規定に基づき開示請求をしようとする者は、この法人に対して、個人情報開示請求書(様式第1号)を 提出しなければならない。
- 2 開示請求をしようとする者は、この法人に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人若しくはその遺族又はこれらの法定代理人であることを証明するために必要な書類で別に定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 この法人は、個人情報開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し相当の期間を定めてその補正を求めることとし、開示請求者が当該期間内に補正に応じないときは当該開示請求を却下し、個人情報開示請求却下通知書(様式第2号)により通知するものとする。

# (個人情報の開示請求に対する決定)

- 第13条 この法人は、開示請求があった日から原則として14日以内に、開示請求者に対して、開示請求に係る個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)又は開示しない旨の決定(第17条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報が記録された請求対象文書を保有していないときの当該決定を含む。)をするものとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は当該期間に算入しない。
- 2 前項の決定(以下「開示決定等」という。)をしたときは、開示請求者に対し、遅滞なく個人情報開示決定通知書(様式第3号)、個人情報一部開示決定通知書(様式第4号)又は個人情報非開示決定通知書(様式第5号)により、その旨を通知するものとする。

- 3 この法人は、やむを得ない理由により、第1項に定める期間内に開示決定等をすることができないと認められる場合には、 60日以内に決定するように努めるものとする。この場合において、この法人は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を開 示請求者に対し、開示決定等期間延長通知書(個人情報開示請求)(様式第6号)により通知しなければならない。
- 4 この法人は、第1項の規定により、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、 第2項に定める書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこと とする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。
- 5 この法人は、開示決定等をする場合において、当該決定に係る個人情報にこの法人以外の者との間における協議、協力等により作成し、又は取得した個人情報があるときは、あらかじめこれらの者の意見を聴くことができる。
- 6 この法人は、開示請求に係る個人情報に開示請求者以外の者に関する情報が含まれている場合は、開示決定等に先立ち、 当該開示請求者以外の者に対し、意見照会書(様式第7号)により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 7 この法人は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた開示請求者以外の者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも14日間をおかなければならない。この場合において、この法人は開示決定後直ちに当該意見書を提出した者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示する日を開示決定に係る通知書(様式第8号)により通知しなければならない。

## (個人情報の開示の方法)

- 第14条 個人情報の開示は、この法人が前条第2項に定める通知書により指定する日時及び場所において行う。この場合において、開示請求者は、この法人に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で別に定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 2 個人情報の開示は、個人情報が記録された請求対象文書の当該個人情報に係る部分につき、文書、図面又は写真にあっては閲覧又は写しの交付により、フィルムにあっては視聴又は写しの交付により、磁気ディスク等にあっては視聴、閲覧、写しの交付等で別に定める方法により行う。
- 3 この法人は開示請求に係る個人情報が記録された請求対象文書を直接開示することにより、当該個人情報が記録された請求対象文書の保存に支障が生ずるおそれがあるとき、その他合理的な理由があるときは、当該個人情報が記録された請求対象文書の写しにより開示することができる。

## (開示しないことができる個人情報)

- 第15条 この法人は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報を開示しないことができる。
  - (1) 法令等の定めるところにより本人に開示することができないと認められるとき。
  - (2) 開示請求に係る個人情報の本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるとき。
  - (3) 開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるとき。
  - (4) 県等との間における協議、協力等により作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、これらの者との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるとき。
  - (5) 調査、争訟等に関する個人情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとき。
  - (6) 個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとき。
  - (7) 遺族又はその法定代理人が開示請求をした場合にあっては、当該開示請求に係る個人情報の本人が生存していたとしたならば開示請求者に知られたくないと望むことが正当であると認められるとき。
  - (8) 法定代理人(遺族の法定代理人を除く。)が開示請求をした場合にあっては、開示することにより、当該開示請求に係る個人情報の本人である未成年者又は成年被後見人の権利利益を侵害するおそれのあるとき。

## (個人情報の一部開示)

第16条 この法人は、開示請求に該当する個人情報に、前条各号のいずれかに該当することにより開示しないことができる個人情報(以下「非開示情報」という。)とそれ以外の個人情報とがある場合において、開示請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、非開示情報を除いて、開示するものとする。

## (個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示する こととなるときは、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

# (個人情報の訂正を請求できる者)

- 第18条 何人も、第13条第1項の規定による開示決定を受けた自己を本人とする個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この法人に対し、その訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。
- 2 遺族は、第13条第1項の規定により開示を受けた死者を本人とする個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この法人に対し、その訂正の請求をすることができる。
- 3 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって、前二項の訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

(個人情報の訂正請求方法)

- 第19条 前条の規定に基づき訂正請求をしようとする者は、この法人に対して、個人情報訂正請求書(様式第10号)を 提出しなければならない。
- 2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。
- 3 第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定は、訂正請求について準用する。この場合における訂正請求の却下の通知は、個人情報訂正請求却下通知書(様式第 11 号)によるものとする。

(個人情報の訂正請求に対する決定)

- 第20条 この法人は、訂正請求があった日から原則として30日以内に、必要な調査を行い、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対して、訂正請求に係る個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定(以下「訂正決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該日数に算入しない。
- 2 前項の規定による訂正する旨の決定をしたときは、当該訂正請求に係る個人情報を訂正した上、訂正請求者に対し、 遅滞なく個人情報訂正決定通知書(様式第12号)によりその旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定による訂正しない旨の決定をしたときは、訂正請求者に対し遅滞なく個人情報非訂正決定通知書(様式 第13号)によりその旨を通知するものとする。
- 4 第1項の規定による訂正しない旨の決定をする場合は、前項の規定による個人情報非訂正決定通知書にその理由を付 記するものとする。
- 5 第13条第3項及び第5項の規定は、訂正決定等について準用する。

(利用停止等)

- 第21条 何人も、第13条第1項の規定による開示決定を受けた自己を本人とする個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法人に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。
  - (1) 第4条の規定に違反して収集されたものであるとき、第5条の規定に違反して利用されているとき又は第8条第3項の規定に違反して保有されているとき当該個人情報の利用の停止又は消去
  - (2) 第5条又は第7条の規定に違反して提供されているとき当該個人情報の提供の停止
- 2 遺族は、第13条第1項の規定により開示を受けた死者を本人とする個人情報が前項各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法人に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。
- 3 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって、前二項の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。
- 4 この法人は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、この法人における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度において、遅滞なく当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合及び当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるものとする。
- 5 この法人は、利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部について利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
- 6 この法人は、利用停止請求に係る個人情報の全部について利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

(費用の負担)

第22条 第14条の規定により個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、別表第1に定めるところにより、 開示請求者に対し、費用の負担を求めるものとする。

(異議の申出)

- 第23条 開示請求者又は訂正請求者は、開示決定等又は訂正決定等について不服があるときは、この法人に対して書面により異議の申出(以下「異議申出」という。)ができる。
- 2 異議申出は、開示決定等又は訂正決定等があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。
- 3 異議申出があった場合は、この法人は、当該異議申出の対象となった開示決定等又は訂正決定等について再度の検討 を行った上で、当該異議申出についての回答を書面により行うものとする。

(安全管理体制の構築)

第24条 理事長は、この規程の目的を達成するため、個人情報の安全管理に関し必要な措置を講じるものとする。

(個人情報管理者等)

- 第25条 理事長は、個人情報管理者を任命し、この規程の実施及び運用の業務を担当させるものとする。
- 2 個人情報管理者は、この規程に定めるところに従い、個人情報安全管理措置に関する事項、従業者の監督に関する事項、危機管理に関する事項等についての業務を行うものとする。

3 個人情報管理者は、前2項のため必要があるときは、理事長の承認を得て、個人情報管理補助者を定め、その業務を 分担させることができる。

#### (報告義務)

第26条 従業者は、情報保護法、この規程、その他個人情報に関する法令に違反するおそれ又は違反する事実を知った ときは、その旨を個人情報管理者に報告しなければならない。

## (危機管理対応)

- 第27条 従業者は、万一個人情報の漏えい等の事故が発生した場合、情報保護法、この規程、その他個人情報に関する 法令に違反する事実が生じた場合には、危機管理マニュアル等に基づいて対応するものとする。
- 2 前項の場合にあっては、個人情報管理者は、速やかに事実関係を調査し、漏えい等の対象となった本人に対する対応を行うとともに、被害拡大防止のための措置を講じなければならない。

## (苦情の処理)

第28条 この法人は、個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応するものとする。

#### (罰則

第29条 理事長は、故意又は過失により情報保護法、この規程、その他個人情報に関する法令に違反した従業者に対しては、一般財団法人秋田県教育関係職員互助会事務局組織規程第3条第4項及び契約等により処分を課すことができる。

## (他の制度との調整)

第30条 この規程は、図書館等において閲覧に供され、又は貸し出される図書、資料、刊行物等(以下「図書等」という。)に記録されている個人に関する情報と同一の個人情報(同一図書等に記録されている状態又はこれと同様の状態にあるものに限る。)については、適用しない。

# (特定個人情報についての特例)

- 第30条の2 第5条第2項第2号から第6号まで、第11条第2項、第15条第7号、第18条第2項及び第21条第2項 並びに第23条の規定は、この法人が保有し、又は保有しようとする特定個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。次項において同じ。)については、適用しない。
- 2 この法人が保有し、又は保有しようとする特定個人情報に関する別表第2の左欄に掲げるこの規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

## (委任)

第31条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

## 附目

この規程は、一般財団法人秋田県教育関係職員互助会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

## 附 則 (平成28年3月11日議案第12号)

この規程は、平成28年3月11日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

## 別表第1(第22条関係)

文書の種類		金額	徴収時期
文書、図画及び写真		10円/枚(単色刷り)	写しの交付のとき。
磁気テープ、磁気ディスク等	フロッピーディスク	40円/枚 (3.5インチ・2HD)	写しの交付のとき。
(注)	CD-R	50 円/枚(700MB)	写しの交付のとき。
	MOディスク	320 円/枚(640MB)	写しの交付のとき。
	録音カセットテープ	100円/本 (120分)	写しの交付のとき。
	ビデオカセットテープ	110円/本 (VHS・120分)	写しの交付のとき。

(注)電磁的記録媒体及び記録装置は、原則として開示等の申出者が持参するものとする。

## 備考

- 1 用紙の両面に印刷された文書、図面等については、片面を1枚として算定する。
- 2 文書の写し(磁気テープ、磁気ディスク等の場合においては印刷物として出力したもの)を交付する場合は、原則として日本工業規格 A 列 3 番までの用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本工業規格 A 列 3 番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 3 写し等の郵送を希望する場合は、開示等の申出者が郵送料を負担するものとする。

## 別表第2(第30条の2第2項関係)

別表第2(第30条の2章	₱~妈因你 <i>/</i>	
第5条第1項	利用及びこの法人以外の者への提供(以下「目的外利	利用
	用・提供」という。)	
第5条第2項第1号	本人の同意がある	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場
		合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得
		ることが困難である
第5条第2項	目的外利用・提供	目的外利用
及び第3項		
第11条第3項	又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は	若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任
	成年被後見人	による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人
第 12 条	個人情報開示請求書(様式第1号)	特定個人情報開示請求書(様式第1号の2)
	個人情報開示請求却下通知書(様式第2号)	特定個人情報開示請求却下通知書(様式第2号の2)
第 12 条第 2 項(第 19	若しくはその遺族又はこれらの法定代理人	又は代理人
条第 3 項において準		
用する場合を含む。)		
第 13 条	個人情報開示決定通知書(様式第3号)	特定個人情報開示決定通知書(様式第3号の2)
	個人情報一部開示決定通知書(様式第4号)	特定個人情報一部開示決定通知書(様式第4号の2)
	個人情報非開示決定通知書(様式第5号)	特定個人情報非開示決定通知書(様式第5号の2)
	開示決定等期間延長通知書(様式第6号)	開示決定等期間延長通知書(様式第6号の2)
	意見照会書(様式第7号)	意見照会書(様式第7号の2)
	開示決定に係る通知書(様式第8号)	開示決定に係る通知書(様式第8号の2)
第 15 条第 8 号	法定代理人(遺族の法定代理人を除く。)	代理人
	本人である未成年者又は成年被後見人	本人
第 18 条第 3 項及び	未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成	代理人は、本人
第 21 条第 3 項	年者又は成年被後見人	
第 19 条	個人情報訂正請求書(様式第10号)	特定個人情報訂正請求書(様式第10号の2)
	個人情報訂正請求却下通知書(様式第 11 号)	特定個人情報訂正請求却下通知書(様式第11号の2)
第 20 条	個人情報訂正決定通知書(様式第12号)	特定個人情報訂正決定通知書(様式第 12 号の 2)
	個人情報非訂正決定通知書(様式第13号)	特定個人情報非訂正決定通知書(様式第13号の2)
第21条第1項第1号	第5条の規定に違反して利用されて	第30条の2第2項の規定により読み替えて適用され
		る第5条(第2項第2号から第5号までを除く。)の規
		定に違反して利用されているとき、行政手続における
		特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
		法律(平成 25 年法律第 27 号)第 20 条の規定に違反し
		て収集され、若しくは保管されているとき、又は同法
		第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報フ
		ァイル(同法第2条第9項に規定する特定個人情報フ
		ァイルをいう。)に記録されて
第21条第1項第2号	第5条又は第7条	行政手続における特定の個人を識別するための番号
		の利用等に関する法律第 19 条

## 様式第1号

#### 個人情報開示請求書

年 月 日

一般財団法人秋田県教育関係職員互助会理事長 様

住所 (居所) 請求者 氏 名電話番号

一般財団法人秋田県教育関係職員互助会個人情報保護規程第12条第1項の規定により、次のと

1 請求に係る	個人情報の内容			
	(希望する開示方 んでください)	(1) 閲覧 (2) 視聴 (3) 写しの交付		
3 遺族又は 法定代理 人による	本人の状況	右のうち該当す るものを○で囲 んでください。	(1) 死 者 (2) 未 成 年 者 (3) 成年被後見人	
開示請求の場合の	本人の氏名			
本人の氏 名等	本人の住所(居 所)及び電話番号			
※事務担当 処理欄	請求者本人確 認 欄	(1) 運転免許証 (4) その他(	(2) 旅券 (3)	健康保険の被保険者証 )
	請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本	(2) その他(	)
※備考				

- 注 1 「請求に係る個人情報の内容」欄は、開示請求をしようとする個人情報が特定できるよう具体的に記入してく ださい。
  2 請求の際には、本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、除券等)を提出し、又は提示して ください。
  3 遺核又は法定代理人が請求する場合には、遺核又は法定代理人に係る往2の書類のほか、遺核又は法定代理人 であることを証明する書類を提出し、又は提示してください。
  4 本人が死者である場合は、「本人の任所(原所)及び電話番号」欄には、死亡時のものを記入してください。こ の場合において、電話番号の記入は、不要です。
  5 浄印欄は、記入しないでください。

(日本工業規格 A 列 4 番)

## 様式第2号

秋教互第 年 月 日 平成

個人情報開示請求却下通知書

一般財団法人秋田県教育関係職員互助会 理事長

年 月 日付けの個人情報の開示請求について、次の理由により、請求を却下するので通知します。

1 請求に係る個人情報の内容	
2 却下の理由	
3 事務担当課	一般財団法人秋田県教育関係職員互助会事務局 電話 内線
4 備考	

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以 内に理事長に対して異議申出をすることができます。

## 様式第1号の2

## 特定個人情報開示請求書

年 月 日

一般財団法人秋田県教育関係職員互助会理事長 様

住所 (居所) 請求者 氏 名 電 話 番 号

- 般財団法人秋田県教育関係職員互助会個人情報保護規程第 30 条の 2 第 2 項の規定により読み 替えて適用される同規程第12条第1項の規定により、次のとおり請求します。

1 請求に係 報の内容	系る特定個人情 :								
	<ul><li>公分(希望する</li><li>○で囲んで</li><li>○</li></ul>	(1) 閲覧 (2) 視聴 (3) 写しの交付							
3 代理人		次のうち該当するものを○で囲んでください。							
による 開示請 求の場	区 分	1 法定代理人(本人の状況 (1) 未成年者 (2) 成年被後見人 2 本人の委任による代理人	)						
合の本人の氏	本人の氏名								
名等	本人の住所 (居所)及び 電話番号								
※事務担 当処理 欄	請求者本人確 認 欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他( )							
199	請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他( )							
※備考									

(日本工業規格 A 列 4 番)

## 様式第2号の2

秋教互第 年 月 平成 В

特定個人情報開示請求却下通知書

一般財団法人秋田県教育関係職員互助会 理事長

年 月 るので通知します。 日付けの特定個人情報の開示請求について、次の理由により、請求を却下す

1 請求に係る特定個人情報の 内容	
2 却下の理由	
3 事務担当課	一般財団法人秋田県教育関係職員互助会事務局 電話 内線
4 備考	

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以 内に理事長に対して異議申出をすることができます。

(日本工業規格 A 列 4 番) (日本工業規格 A 列 4 番) 個人情報開示決定通知書

一般財団法人秋田県教育関係職員互助会 理事長

年 月 日付けの個人情報の開示請求について、一般財団法人秋田県教育関係職員互 助会個人情報保護規程第13条第1項の規定により、次のとおり個人情報の全部を開示することを 決定したので通知します。

1 2	青水に係る個人情報の内容										
	2 個人情報の開示の日時及び	B	時		年	月	日	午前 午後	時	分	
Ą	易所	場	所								
3 3	<b>事務担当課</b>	電流		団法人	秋田県蓼	<b>育関係</b>	職員	互助会事 内	務局		
4 1	箱考										

- 2 上記の日時においでになれない場合は、事前に電話等で事務局まで連絡ください。

秋教互第 年 日 日 平成

特定個人情報開示決定通知書

一般財団法人秋田県教育関係職員互助会

年 月 日付けの特定個人情報の開示請求について、一般財団法人秋田県教育関係職員互助会個人情報保護規程第30条の2第2項の規定により読み替えて適用される同規程第13条第2項の規定により、次のとおり特定個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。

1	請求に係る特定個人情報の 内容										
2	2 特定個人情報の開示の日時	日	時		年	月	日	午前 午後	時	分	
	及び場所	場	所								
3	事務担当課	電電		団法人	秋田県着	女育関係	職員	互助会事	務局線		
4	備考										

- 2 上記の日時においでになれない場合は、事前に電話等で事務局まで連絡ください。

(日本工業規格 A 列 4 番) (日本工業規格 A 列 4 番)

様式第4号

秋教互第 年月日

個人情報一部開示決定通知書

様

一般財団法人秋田県教育関係職員互助会 理事長

年 月 日付けの個人情報の開示請求について、一般財団法人秋田県教育関係職員互 助会個人情報保護規程第13条第1項の規定により、次のとおり個人情報の一部を開示することを

1	請求に係る個人情報の内容										
2	個人情報の開示の日時及び	П	時		Į.	年	月	日	午前 午後	時	分
1	個人情報の開示の日時及U 場所	場	所								
3	開示しない部分及びその理 由		一般 条第		人利		教育	関係和	<b></b> 横員互助	会個人情報	服保護規程第
3	事務担当課	電		法人	秋田	県教	育関係	<b>採職員</b>	互助会	事務局内線	
4	備考										

- 注1 当日は、この通知書と請求者本人であることを証明する書類を持参ください。
  - 2 上記の日時においてになれない場合は、準備に電話等で半務局まで連絡ください。
    3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日から翌日から起算して60日以内に、理事長に対して異議申出をすることができます。 (日本工業規格 A 列 4 番)

様式第4号の2

秋教互第 平成 年 月 日

特定個人情報一部開示決定通知書

様

一般財団法人秋田県教育関係職員互助会 理事長

年 月 日付けの特定額人情報の開示請求について、一般財団法人秋田県教育関係職 員互助会個人情報保護規程第30条の2第2項の規定により読み替えて適用される同規程第13条第 2項の規定により、次のとおり特定個人情報の一部を開示することを決定したので通知します。

1	請求に係る特定個人情報の 内容														
2	特定個人情報の開示の日時	Ħ	時				年	1000	月	日	午前午後		時	分	
	及び場所	場	所												
3	開示しない部分及びその理 由		一般用条第				大田 J 亥当	具都	育	月保期	<b>支</b> 員 五	助会	<b>:個人情</b>	報保護	規程第
3	事務担当課	電	般財E 話	用注	长人	飫田	果老	女育	関係	職員	互助	会事内			
4	備考														

- 注 1 当日は、この通知書と請求者本人であることを証明する書類を持参ください。
- 2 上記の日時においでになれない場合は、準前に電話等で事務局まで連絡ください。3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日から翌日から起算して60日以内に、理事長に 対して異議申出をすることができます。

(日本工業規格 A 列 4 番)

秋教互	号		
平成	年	月	日

#### 個人情報非開示決定通知書

様

一般財団法人秋田県教育関係職員互助会 理事長

年 月 日付けの個人情報の関示請求について、一般財団法人秋田県教育関係職員互 助会個人情報保護規程第13条第1項の規定により、次のとおり個人情報の全部を開示しないこと を決定したので通知します。

1 請求に係る個人情報の内容							
		団法人秋田 号に該当		係職員互	助会個人	青報保護規	程第
	<u>  [</u>						
2 開示をしない理由							
	L						ر
100000000000000000000000000000000000000	一般財団	法人秋田県	教育関係	職員互助会	会事務局		
3 事務担当課	電話				内線		
4 備考							
b) Modern wrong of hour III A to -	t a make of		1 4 6	en 1 a 1919	on a secondar		t de tre

注 この決定に不限がある場合には、この決定があったことを知った日から翌日から起算して 60 日以内に、理事長に対して異議申出をすることができます。

(日本工業規格 A 列 4番)

様式第6号

秋教互第 Я 平成

開示決定等期間延長通知書

(個人情報開示請求)

様

一般財団法人秋田県教育関係職員互助会 理事長

年 月 日付けの個人情報の関示請求について、一般財団法人秋田県教育関係職員互 助会個人情報保護規程第13条第3項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので

1 請求に係る個人情報の内容					
2 一般財団法人秋田県教育関 係職員互助会個人情報保護		年	月	日から	
規程第13条第1項の規定に よる決定期間		年	月	日まで	
3 延長後の決定期間		年	月	日から	
3 延改核の伏定朔間		年	月	日まで	
4 延長理由					
5 事務担当課	1,530,11,0,000	法人秋田県着	<b>教育関係</b> 原	<b></b> 黃員互助会事務局	
	電話			内線	
6 備考					

秋教互第 一中 月

特定個人情報非開示決定通知書

様

一般財団法人秋田県教育関係職員互助会 理事長

年 月 日付けの特定個人情報の開示請求について、一般时団法人秋田県教育関係職 員互助会個人情報保護規程第30条の2第2項の規定により読み替えて適用される同規程第13条第 2項の規定により、次のとおり特定個人情報の全部を開示しないことを決定したので通知します。

1 請求に係る特定個人情報の 内容	
2 開示をしない理由	一般財団法人秋田県教育関係職員互助会個人情報保護規程第 15条第 号に該当
3 事務担当課	一般財団法人秋田県教育関係職員互助会事務局 電話 内線
4 備考	

注 この決定に不暇がある場合には、この決定があったことを知った日から翌日から起算して 60 日以内に、理事長に対して異議申出をすることができます。

(日本工業規格 A 列 4 番)

様式第6号の2

秋教互第 年 月 平成

開示決定等期間延長通知書 (特定個人情報開示請求)

様

一般財団法人秋田県教育関係職員互助会 理事長

年 月 日付けの特定個人情報の開示請求について、一般財団法人秋田県教育関係職員互助会個人情報保護規程第30条の2第2項の規定により読み替えて適用される同規程第13条第3項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1	請求に係る特定個人情報の 内容						
2	一般財団法人秋田県教育関 係職員互助会個人情報保護		1	年	月	日から	
	規程第13条第1項の規定に よる決定期間		1	年	月	日まで	-
3 延長後の決定期間	延長後の決定期間		1	年	月	日から	
Ĺ	NEW CONTRACTOR OF THE PROPERTY		4	年	月	日まで	
4	延長理由						
5	事務担当課	一般財団法人秋田県教育関係職員互助会事務局 電話 内線					
6	備考	-6.00				1 100	

		(教互第  成 年 月	号日	別紙		
400	意 見 照 会 書				開示決定等に係る意見書	平成 年 月 日
様				一般財団法人秋田県教育関係	職員互助会理事長 様	
	一般財団法人秋田県教育 理事長	関係職員互助会	111		住所 (居所)	
一般財団法人秋田県教育関係	職員互助会個人情報保護規程に基づき、次の	レおり	1-		氏 名	
関する情報が含まれた個人情報	について開示請求がありました。					こあっては、その名称、事務所又
本件開示請求に係る個人情報 見書」により年月_	の開示決定等について御意見があれば、別組 日までに回答してください。	、 開示決定等に	係る意		は事業所の所在地が	及び代表者の氏名
				年月日付	号で照会のあった件について	、次のとおり回答します。
1 開示請求に係る個人情報が						
記録された文書の件名及び 作成年月日				1 開示請求に係る個人情報が		
03/14/4009/0000000000000000000000000000000				記録された文書の件名		
2に関する情報の内容				2 開示決定に対する反対意思	有	無
551.74				の有無	"	m
	一般財団法人秋田県教育関係職員互助会事	務局				
3 事務担当課及び意見書提出 先	電話					
	Rain PS	柳				
4 備考				3 意見 (開示決定に反対する		
				理由)		
		(日本工業規格 A)	列 4 番)			
						(日本工業組終ま取(4条)
						(日本工業規格 A 列 4 番)
### 7 <b>9</b> 0 0						(日本工業規格 A 列 4 番)
様式第7号の2		教互第 ·成 年 月	号	別紙の 2		(日本工業規格 A 列 4 委)
様式第7号の2	эр		号	別紙の 2	<b>開示決定等に係る音目</b> 非	(日本工業規格 4 頁 4 畫)
			号	別紙の 2	開示決定等に係る意見書	(旧本工業規格 4 列 4 番) 平成 年 月 日
様式第7号の2 様	意見 照 会 書	成年月	号日	別紙の2 一般財団法人秋田県教育関係		
	эр	成年月	号日			
様	章 見 照 会 書  一般財団法人秋田県教育 理事長	成 年 月	号 日		職員互助会理事長 様	
様 一般財団法人秋田県教育関係 関する情報が含まれた特定個人	平 意 見 照 会 書 一般財団法人秋田県教育 理事長 職員互助会個人情報保護規程に基づき、次の 情報について開示請求がありました。	成 年 月 関係職員互助会	号 日 回 (に		職員互助会理事長 様 住所(居所) 氏 名 「法人その他の団体!	平成 年 月 日
様 一般时団法人秋田県教育関係 関する情報が含まれた特定個人 本作開示請水に係る特定個人	平 意 見 照 会 書 一般財団法人秋田県教育 理事長 職員互助会個人情報保護規程に基づき、次の	成 年 月 関係職員互助会	号 日 回 (に		職員互助会理事長 様 住所(居所) 氏 名	平成 年 月 日
様 一般財団法人秋田県教育関係 関する情報が含まれた特定個人 本作開示請水に係る特定個人	章 見 照 会 書  一般財団法人秋田県教育 理事長 職員互助会個人情報保護規程に基づき、次の情報について関宗請求がありました。	成 年 月 関係職員互助会	号 日 回 (に	一般財団法人秋田県教育関係	職員互助会理事長 様 住所(居所) 氏 名 「法人その他の団体!	平成 年 月 日 本
様 一般財団法人秋田県教育関係 関する情報が含まれた特定個人 本作開示請水に係る特定個人	章 見 照 会 書  一般財団法人秋田県教育 理事長 職員互助会個人情報保護規程に基づき、次の情報について関宗請求がありました。	成 年 月 関係職員互助会	号 日 回 (に	一般財団法人秋田県教育関係	職員互助会理事長 様 住所 (居所) 氏 名 (法人その他の団体に は事業所の所在地)	平成 年 月 日 本
様 一般財団法人秋田県教育関係 関する情報が含まれた特定個人 本件開示はよい係る特定個人 る意見書」により 年 1 開示請求に係る特定個人情	章 見 照 会 書  一般財団法人秋田県教育 理事長 職員互助会個人情報保護規程に基づき、次の情報について関宗請求がありました。	成 年 月 関係職員互助会	号 日 回 (に	一般財団法人秋田県教育関係	職員互助会理事長 様 住所 (居所) 氏 名 (法人その他の団体に は事業所の所在地)	平成 年 月 日 本
様 - 般財団法人秋田県教育関係関する情報が含まれた特定個人本作開示論水に係る特定個人名意見書」により年_	章 見 照 会 書  一般財団法人秋田県教育 理事長 職員互助会個人情報保護規程に基づき、次の情報について関宗請求がありました。	成 年 月 関係職員互助会	号 日 回 (に	一般財団法人秋田県教育関係 ——年——月——日付—— 1 開示請求に係る特定個人情	職員互助会理事長 様 住所 (居所) 氏 名 (法人その他の団体に は事業所の所在地)	平成 年 月 日 本
様 一般財団法人秋田県教育関係 関する情報が含まれた特定個人 本件開示請求に係る特定個人 変見書」により年 1 開示請求に係る特定個人情報が記録された文書の件名	章 見 照 会 書  一般財団法人秋田県教育 理事長 職員互助会個人情報保護規程に基づき、次の情報について関宗請求がありました。	成 年 月 関係職員互助会	号 日 回 (に	一般財団法人秋田県教育関係	職員互助会理事長 様 住所 (居所) 氏 名 (法人その他の団体に は事業所の所在地)	平成 年 月 日 本
様 一般財団法人秋田県教育関係 関する情報が含まれた特定個人 本件開示請求に係る特定個人 変見書」により年 1 開示請求に係る特定個人情報が記録された文書の件名	章 見 照 会 書  一般財団法人秋田県教育 理事長 職員互助会個人情報保護規程に基づき、次の情報について関宗請求がありました。	成 年 月 関係職員互助会	号 日 回 (に	一般財団法人秋田県教育関係 ——年——月——日付—— 1 開示請求に係る特定個人情	職員互助会理事長 様 住所 (居所) 氏 名 (法人その他の団体に は事業所の所在地)	平成 年 月 日 本
様  一般財団法人秋田県教育関係 関する情報が含まれた特定個人 本件開示請求に係る特定個人 る意見書」により  1 開示請求に係る特定個人情報が記録された文書の件名 及び作成年月日	章 見 照 会 書  一般財団法人秋田県教育 理事長 職員互助会個人情報保護規程に基づき、次の情報について関宗請求がありました。	成 年 月 関係職員互助会	号 日 回 (に	一般財団法人秋田県教育関係 ——年——月——日付—— 1 開示請求に係る特定個人情	職員互助会理事長 様 住所 (居所) 氏 名 (法人その他の団体に は事業所の所在地)	平成 年 月 日 本
様 一般財団法人秋田県教育関係 関する情報が含まれた特定個人 本件開示請求に係る特定個人 変見書」により年 1 開示請求に係る特定個人情報が記録された文書の件名	章 見 照 会 書  一般財団法人秋田県教育 理事長 職員互助会個人情報保護規程に基づき、次の情報について関宗請求がありました。	成 年 月 関係職員互助会	号 日 回 (に	一般財団法人秋田県教育関係 年 月 日村 1 開示請求に係る特定個人情 報が記録された文書の件名 2 開示決定に対する反対意思	職員互助会理事長 様 住所 (居所) 氏 名 (法人その他の団体に は事業所の所在地)	平成 年 月 日 本
様  一般財団法人秋田県教育関係 関する情報が含まれた特定個人 本作開示請求に係る特定個人 る意見書」により 年  1 開示請求に係る特定個人情報が記録された文書の件名 及び作成年月日  2 に関する情報	章 見 照 会 書  一般財団法人秋田県教育 理事長 職員互助会個人情報保護規程に基づき、次の情報について関宗請求がありました。	成 年 月 関係職員互助会	号 日 回 (に	一般財団法人秋田県教育関係 年 月 日村 1 開示請求に係る特定個人情報が記録された文書の件名	職員互助会理事長 様 住所 (居所) 氏 名 [ 法人その他の団体: は事業所の所在地) 号で照会のあった件について	平成 年 月 日 こあっては、その名称、事務所又 しび代表者の氏名
様  一般財団法人秋田県教育関係 関する情報が含まれた特定個人 本件開示請求に係る特定個人 名意見書」により  1 開示請求に係る特定個人情報が記録された文書の件名 及び作成年月日  2 の内容	章 見 照 会 書  一般財団法人秋田県教育 理事長 職員互助会個人情報保護規程に基づき、次の情報について関宗請求がありました。	成 年 月 関係職員互助会 とおり 男紙「開示決定・	号 日 回 (に	一般財団法人秋田県教育関係 年 月 日村 1 開示請求に係る特定個人情 報が記録された文書の件名 2 開示決定に対する反対意思	職員互助会理事長 様 住所 (居所) 氏 名 [ 法人その他の団体: は事業所の所在地) 号で照会のあった件について	平成 年 月 日 こあっては、その名称、事務所又 しび代表者の氏名
様  一般財団法人秋田県教育関係 関する情報が含まれた特定個人 本作開示請求に係る特定個人 る意見書」により 年  1 開示請求に係る特定個人情報が記録された文書の件名 及び作成年月日  2 に関する情報	章 見 照 会 書  一般財団法人秋田県教育 理事長 職員互助会個人情報保護規程に基づき、次の情報について開示請求がありました。 情報の開示決定等について御意見があれば、 月 日までに回答してください。	成 年 月 関係職員互助会 とおり 別紙「開示決定・	号 日 回 (に	一般財団法人秋田県教育関係 年 月 日村 1 開示請求に係る特定個人情 報が記録された文書の件名 2 開示決定に対する反対意思	職員互助会理事長 様 住所 (居所) 氏 名 [ 法人その他の団体: は事業所の所在地) 号で照会のあった件について	平成 年 月 日 こあっては、その名称、事務所又 しび代表者の氏名
様  一般財団法人秋田県教育関関する情報が含まれた特定個人本作開示請かに係る特定個人名意見書」により 年  1 開示請求に係る特定個人情報が記録された文書の件名及び作成年月日  2 の内容  3 事務担当課及び意見書提出	章 見 照 会 書  一般財団法人秋田県教育 理事長 職員互助会個人情報保護規程に基づき、次の情報について開示請求がありました。 情報の開示決定等について御意見があれば、 月 日までに回答してください。	成 年 月 関係職員互助会 とおり 男紙「開示決定・	号 日 回 (に	一般財団法人秋田県教育関係 年 月 日村 1 開示請求に係る特定個人情 報が記録された文書の件名 2 開示決定に対する反対意思	職員互助会理事長 様 住所 (居所) 氏 名 [ 法人その他の団体: は事業所の所在地) 号で照会のあった件について	平成 年 月 日 こあっては、その名称、事務所又 しび代表者の氏名
様  一般財団法人秋田県教育関関する情報が含まれた特定個人本作開示請かに係る特定個人名意見書」により 年  1 開示請求に係る特定個人情報が記録された文書の件名及び作成年月日  2 の内容  3 事務担当課及び意見書提出	章 見 照 会 書  一般財団法人秋田県教育 理事長 職員互助会個人情報保護規程に基づき、次の情報について開示請求がありました。 情報の開示決定等について御意見があれば、 月 日までに回答してください。	成 年 月 関係職員互助会 とおり 別紙「開示決定・	号 日 回 (に	一般財団法人秋田県教育関係 年 月 日付 1 開示請求に係る特定観人情報が記録された文書の件名 2 開示決定に対する反対意思 の有無 3 意見 (開示決定に反対する	職員互助会理事長 様 住所 (居所) 氏 名 [ 法人その他の団体: は事業所の所在地) 号で照会のあった件について	平成 年 月 日 こあっては、その名称、事務所又 しび代表者の氏名
様  一般財団法人秋田県教育関関する情報が含まれた特定個人本作開示請求に係る特定個人名意見書」により――年  1 開示請求に係る特定個人情報が記録された文書の件名及び作成年月日  2 の内容  3 事務担当課及び意見書提出先	章 見 照 会 書  一般財団法人秋田県教育 理事長 職員互助会個人情報保護規程に基づき、次の情報について開示請求がありました。 情報の開示決定等について御意見があれば、 月 日までに回答してください。	成 年 月 関係職員互助会 とおり 別紙「開示決定・	号 日 回 (に	一般財団法人秋田県教育関係 年 月 日付 1 開示請求に係る特定個人情報が記録された文書の件名 2 開示決定に対する反対意思 の有無	職員互助会理事長 様 住所 (居所) 氏 名 [ 法人その他の団体: は事業所の所在地) 号で照会のあった件について	平成 年 月 日 こあっては、その名称、事務所又 しび代表者の氏名
様  一般財団法人秋田県教育関関する情報が含まれた特定個人本作開示請求に係る特定個人名意見書」により――年  1 開示請求に係る特定個人情報が記録された文書の件名及び作成年月日  2 の内容  3 事務担当課及び意見書提出先	章 見 照 会 書  一般財団法人秋田県教育 理事長 職員互助会個人情報保護規程に基づき、次の情報について開示請求がありました。 情報の開示決定等について御意見があれば、 月 日までに回答してください。	成 年 月 関係職員互助会 とおり 別紙「開示決定・	号 日 回 (に	一般財団法人秋田県教育関係 年 月 日付 1 開示請求に係る特定観人情報が記録された文書の件名 2 開示決定に対する反対意思 の有無 3 意見 (開示決定に反対する	職員互助会理事長 様 住所 (居所) 氏 名 [ 法人その他の団体: は事業所の所在地) 号で照会のあった件について	平成 年 月 日 こあっては、その名称、事務所又 しび代表者の氏名

(日本工業現格 A 列 4 番) (日本工業現格 A 列 4 番)

秋教互	第		号
平成	年	月	B

開示決定に係る通知書

様

一般財団法人秋田県教育関係職員互助会 理事長

年 月 日付けの に関する情報が含まれた個人情報の開示請求につい て、一般財団法人秋田県教育関係職員互助会個人情報保護規程第 13 条第 1 項の規定により、次の とおり個人情報を開示することを決定したので通知します。

1 開示請求に係る個人情報が 記録された文書の件名	
2 開示決定をした理由	
3 開示をする日	年 月 日
4 事務担当課	一般財団法人秋田県教育関係職員互助会事務局 電話 内線
5 備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日から翌日から起算して 60 日 以内に、理事長に対して異議申出をすることができます。

(日本工業規格 A 列 4 番)

様式第9号

秋教互第 平成 年 月

様

一般財団法人秋田県教育関係職員互助会 理事長

以下の確認書は、別紙個人情報開示請求書の写しのとおり、 年 月 日付けであなたの法定代理人である 様から請求があった<u>あなたの個人情報の開示</u>について、あなた自身の意思を確認するものです。 御自身で「同意する」「同意しない」の<u>いずれかを〇で囲んで、住所及び</u>氏をを卿忍入の上、 年 月 日までに返送してください。 なお、開示に同意された場合であっても、一般財団法人秋田県教育関係職員互助会個人情報保護規程 15 条の規定に基づいて非開示となる場合があります。

確 認 書

1 同意する。

2 同意しない。

(「同意する」「同意しない」のいずれかを○で囲んでください。)

年 月 日

住所

氏名

(氏名は、必ず御自身で書いてください。)

開示決定に係る通知書

様

一般財団法人秋田県教育関係職員互助会 理事長

年 月 日付けの に関する情報が含まれた特定個人情報の開示請求に ついて、一般財団法人秋田県教育関係職員互助会個人情報保護規程第30条の2第2項の規定により 読み替えて適用される同規程第13条第7項の規定により、次のとおり特定個人情報を開示する ことを決定したので通知します。

1 開示請求に係る特定個人情 報が記録された文書の件名	
2 開示決定をした理由	
3 開示をする日	年 月 日
4 事務担当課	一般財団法人秋田県教育関係職員互助会事務局 電話 内線
5 備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日から翌日から起算して 60 日 以内に、理事長に対して異議申出をすることができます。

(日本工業規格 A 列 4 番

様式第9号の2

様

一般財団法人秋田県教育関係職員互助会 理事長

ださい。 なお、開示に同意された場合であっても、一般財団法人秋田県教育関係職員互助会個人情報 保護規程 15 条の規定に基づいて非開示となる場合があります。

確 認 書

1 同意する。

2 同意しない。

(「同意する」「同意しない」のいずれかを○で囲んでください。)

年 月 日

住所

氏名

(氏名は、必ず御自身で書いてください。)

## 様式第 10 号

#### 個人情報訂正請求書

年 月 日

一般財団法人秋田県教育関係職員互助会理事長 様

住所 (居所) 請求者 氏 名 電話番号

一般財団法人秋田県教育関係職員互助会個人情報保護規程第19条第1項の規定により、次のと おり請求します。

2 訂正を求める内容  3 遺族又は 法定代理 本 人 の 状 況	
法定代理 人による 打正請求 水場合の 本人の氏名	
の場合の 本人の氏 本人の住所(居	
名等 所)及び電話番号	
<ul> <li>※事務担当 請求者本人 (1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被係</li> <li>処理欄 確認欄 (4) その他( )</li> </ul>	<b>R険者証</b>
請求資格確認欄 (1) 戸籍謄本 (2) その他(	)

- 注1 訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類等を提出し、又は提示してください。 2 請求の際には、本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示して
- 2 請求の際には、本人であることを証明するために必要な登録(感転売計能、旅房等)を使出し、又は取示してください。
  3 應集又は法定代理人が請求する場合には、遺族又は法定代理人に係るほとの書類のほか、遺族又は法定代理人
  であることを制する書類を提出し、又は嫌示してください。
  4 本人が死者である場合は、「本人の住所(仮所)及び電話番号」欄には、死亡時のものを記入してください。この場合にはいて、電話番号の記入は、不要です。
   奈印欄は、記入しないでください。

(日本工業根格 4 列 4 番)

## 様式第 10 号の 2

## 特定個人情報訂正請求書

年 月 日

一般財団法人秋田県教育関係職員互助会理事長 様

住所 (居所) 請求者 氏 名 電 話 番 号

- 般財団法人秋田県教育関係職員互助会個人情報保護規程第 30 条の 2 第 2 項の規定により読み 替えて適用される同規程第19条第1項の規定により、次のとおり請求します。

1 開示され報の内容	た特定個人情	
2 訂正を求	める内容	
3 代理人		次のうち該当するものを○で囲んでください。
による訂正請求の場	区 分	1 法定代理人(本人の状況 (1) 未成年者 (2) 成年被後見人) 2 本人の委任による代理人
合の本	本人の氏名	
人の氏 名等	本人の住所 (居所)及び 電話番号	
※事務担 当処理	請求者本人確 認 欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他( )
棡	請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他( )
※備考		

- 注 1 訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類等を提出し、又は提示してください。 2 請求の際には、本人であることを証明するために必要な書類 (運転免許証、解券等)を提出し、又は提示して
- ください。
  3 代理人が請求する場合には、代理人に係る注2の書類のほか、代理人であることを証明する書類(本人の委任による代理人の場合は、委任状、本人の印鑑証明等)を提出し、又は提示してください。
  4 奈印欄は、記入しないでください。

(日本工業規格 A 列 4 番)

## 様式第 11 号

秋教互第 月 平成 年

個人情報訂正請求却下通知書

一般財団法人秋田県教育関係職員互助会 理事長

年 月 日付けの個人情報の訂正請求について、次の理由により、請求を却下するの で通知します。

1	開示された個人情報の内容			
2	訂正を求める内容			
3	却下の理由			
4	事務担当課	一般財団法人秋田県 電話	教育関係職員互助会事務局 内線	
5	備考			

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以 内に理事長に対して異議申出をすることができます。

## 様式第 11 号の 2

秋教互第 年 月 平成 В

特定個人情報訂正請求却下通知書

一般財団法人秋田県教育関係職員互助会

年 月 るので通知します。 日付けの特定個人情報の訂正請求について、次の理由により、請求を却下す

1 開示された特定個人情報の 内容	
2 訂正を求める内容	
3 却下の理由	
4 事務担当課	一般財団法人秋田県教育関係職員互助会事務局 電話 内線
5 備考	

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以 内に理事長に対して異議申出をすることができます。

(日本工業規格 A 列 4 番) (日本工業規格 A 列 4 番) 秋教互第 号 平成 年 月 日

## 特定個人情報訂正決定通知書

様

一般財団法人秋田県教育関係職員互助会 理事長

年 月 日付けの特定個人情報の訂正請求について、一般財団法人秋田県教育関係職員互助会個人情報保護規程第30条の2第2項の規定により読み替えて適用される同規程第20条第2項の規定により、次のとおり訂正することを決定したので、通知します。

1 開示された特定個人情報の 内容	
2 訂正する特定個人情報の内容	
3 一部訂正する理由 (一部訂正を行うときの み記入)	
4 事務担当課	一般財団法人秋田県教育関係職員互助会事務局 電話 内線
5 備考	

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以 内に理事長に対して異議申出をすることができます。

(日本工業規格 A 列 4 番)

様式第 13 号

秋教互第 平成 年 月 E

個人情報非訂正決定通知書

様

一般財団法人秋田県教育関係職員互助会 理事長

年 月 日付けの個人情報の訂正請求について、一般財団法人核田県教育関係職員互 助会個人情報保護規程第20条第1項の規定により、次のとおり訂正しないことを決定したので、 適知します。

10	2
1 開示された個人情報の内容	
2 訂正をしない理由	
3 事務担当課	一般財団法人秋田県教育関係職員互助会事務局 電話 内線
4 備考	

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以 内に理事長に対して異議申出をすることができます。 秋教互第 平成 年 月

#### 特定個人情報訂正決定通知書

様

一般財団法人秋田県教育関係職員互助会 理事長

年 月 日付けの特定個人情報の訂正請求について、一般財団法人秋田県教育関係職員互助会個人情報保護規程第30条の2第2項の規定により読み替えて適用される同規程第20条第2項の規定により、次のとおり訂正することを決定したので、通知します。

1 開示された特定個人情報の 内容	
2 訂正する特定個人情報の内 容	
3 一部訂正する理由 (一部訂正を行うときの み記入)	
4 事務担当課	一般財団法人秋田県教育関係職員互助会事務局 電話 内線
5 備考	

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以 内に理事長に対して異議申出をすることができます。

(日本工業規格 A 列 4番)

様式第 13 号の 2

秋教互第 等 平成 年 月 日

特定個人情報非訂正決定通知書

様

一般財団法人秋田県教育関係職員互助会 理事長

年 月 日付けの特定個人情報の訂正請求について、一般財団法人秋田県教育関係職員互助会個人情報保護規程第30条の2第2項の規定により読み替えて適用される同規程第20条第3項の規定により、次のとおり訂正しないことを決定したので、通知します。

1 開示された特定個人情報の内容		
2 訂正をしない理由		
3 事務担当課	一般財団法人秋田県教育関係職員互助会事務局 電話 内線	
4 備考		

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以 内に理事長に対して異議申出をすることができます。

(日本工業規格A列4番) (日本工業規格A列4番)

## 一般財団法人秋田県教育関係職員互助会 個人情報保護規程実施細則

制定 平成 25 年 3 月 15 日 (平成 25 年 4 月 1 日施行)

(目的)

第1条 この細則は、一般財団法人秋田県教育関係職員互助会個人情報保護規程(以下「規程」という。)第31条に基づき、 秋田県教育関係職員互助会(以下「この法人」という。)が保有する個人情報の取扱いについて必要な事項を定める。

(個人情報の管理者及び管理補助者)

- 第2条 規程第25条第1項に定める個人情報管理者は、常務理事とし、この法人の保有する個人情報について管理する とともに、個人情報管理補助者の職務を監督する。
- 2 規程第25条第3項に定める個人情報管理補助者は、事務局長とし、事務局で取り扱う個人情報の保護に関し担当職員を指導する。

(非常勤職員等との契約)

第3条 非常勤職員等については、個人情報の秘密保持及び安全管理の遵守に関する事項を定めた「個人情報保護誓約書」 (別紙1)をもって個人情報保護に関する契約を締結しなければならない。

(利用目的の変更手続)

- 第4条 利用目的を変更する場合にあっては、当該利用目的の変更について個人情報管理者の決済を受けるものとする。 (互助会における窓口)
- 第5条 個人情報の取扱いに関する苦情及び相談は、この法人の事務局が受け付けて対応するものとする。

(本人等からの開示、訂正、利用停止等に係る手続)

第6条 保有個人データの開示、訂正、利用停止等の申出が前条に定める窓口にあった場合は、個人情報管理補助者が、 当該申出のあった日及び申出の内容等を「個人情報の開示等台帳」(別紙 2-1) 又は「個人情報の訂正等台帳」(別紙 2-2) に記載する。

(委託先からの実施状況の報告)

第7条 委託する契約期間が3か月を超えるものについては、個人データの安全管理に関する報告を委託先から必要に応じて受けるものとする。

(個人情報が記載されている文書の整理等)

- 第8条 個人情報が記載されている文書の管理又は廃棄については、次のとおり行わなければならない。
  - (1) 個人情報を含む文書の処理及び決済等については、一般財団法人秋田県教育関係職員互助会文書公印取扱規則に定めるところにより処理するものとし、個人情報が漏えいすることのないよう適正に保管する。
  - (2) 個人情報が含まれる文書及び電磁的記録媒体の廃棄に当たっては、焼却や溶解等、個人情報の復元が不可能な形にして廃棄する。
  - (3) 前号に定める廃棄処理に当たっては、当該廃棄を行う者が、廃棄内容等を記載した「個人データ廃棄簿」(別紙3) により個人情報管理者の決済を受けるものとする。

附則

この細則は、一般財団法人秋田県教育関係職員互助会の設立の登記の目から施行する。

別紙1

# 個人情報保護誓約書

私は、一般財団法人秋田県教育関係職員互助会に雇用され、業務を行う場合にあっては、業務上 知り得た個人情報を他に漏らしたり、外部に持ち出すことはいたしません。

また、退職した後においても、これらの事項を他人に漏らすようなことはいたしません。

年 月 日

## 個人情報の開示等台帳

開示等請求	開示等請求者の氏名	開示等請求	開示等の内容	実 施 方 法	本人確認の方法	開示等の	開示等を担当した
年月日		文書番号				年 月 日	者の氏名
		(注1)	(注 2)	(注 3)	(注 4)	(注5)	
					例:免許証の提示		印
年 月 日							Hı
							~~~~

次に掲げる事項を、台帳について規定した細則に盛り込む。

- (注 1) 開示等請求文書番号欄には、本人からの開示、利用停止又は第三者提供停止(以下「開示等」という。) の請求があった文書の文書番号と同一の番号の開示等の通知書の決裁番号を記載する。
- (注 2) 開示の内容欄には、開示等をした個人データの内容を記載する。
- (注3)実施方法欄には、次のとおり記載する。
  - 1 開示する場合は、「開示」又は「一部開示」を記載した上で、次のうち該当するものを記載する。
    - 閲覧、視聴、写しの交付、写しの郵送
      - 例) 開示 (閲覧)、一部開示 (写しの交付)
  - 2 利用停止する場合又は第三者提供停止する場合は、「全部停止」又は「一部停止」を記載した上で、次のうち該当するものを記載する。 利用停止、データ消去、第三者提供停止
    - 例) 全部停止 (第三者提供停止)、一部停止 (データ消去)
- (注 4) 本人確認の方法には、何によって本人確認したのか、証明書類を記載する。併せて、当該証明書類の写しをとり、保管する。
- (注 5) 郵送以外の方法による開示等については開示等をした日付を、郵送による開示等については郵送した日付を記載する。

## 別紙 2-2

## 個人情報の訂正等台帳

訂正等請求	訂正等請求者	訂正等請求	訂正等の内容	訂正等が必要	実施方法	訂正等の根拠	訂 正 等	の	訂正等を担当
年月日	の氏名	文書番号		な書類等		となるもの	年 月	日	した者の氏名
		(注1)	(注2)	(注3)	(注 4)	(注 5)	(注 6)		
				ペーパーのみ		例:住民票			
年 月 日				データのみ ペーパー及びデータ			年 月	日	印
				ペーパー及びデータ					

次に掲げる事項を、台帳について規定した細則に盛り込む。

- (注 1) 訂正等請求文書番号欄には、本人からの訂正請求があった文書の文書番号と同一の番号の訂正通知書の決裁番号を記載する。
- (注 2) 訂正等の内容欄には、訂正等をした個人データの内容を記載する。
- (注 3) 訂正等が必要な書類等の欄には、訂正したものを○で囲む。
- (注 4) 実施方法欄には、訂正、追加又は削除のいずれかを記載する。
- (注 5) 当該訂正は何を根拠に行うのか、本人からの申出を基に調査した上で、訂正の根拠となる書類を記載する。
- (注 6) 訂正した日付を記載する。

## 別紙3

## 個人データ廃棄簿

		決	裁			
廃棄する個人データの内容	廃棄年月日	常務理事事務局長	総 括 起 案 者			